

鶏等の家さんを飼養している皆様へ

徳島県で採取された野鳥の糞便から
低病原性鳥インフルエンザウイルスが検出されました。

平成27年11月9日、農林水産省からの情報によると、10月28日に徳島県で採取された野鳥の糞便からH5N3亜型の低病原性鳥インフルエンザウイルスが分離された旨の連絡が環境省からありました。

今回分離された鳥インフルエンザウイルスは、低病原性ではありますが、近隣諸国の発生状況を踏まえると、渡り鳥のシーズンを迎え、いつ高病原性のウイルスが国内に侵入してもおかしくない状況です。

家さんを飼養している皆様におかれましては、以下の点について特に注意をお願いいたします。

- 飼養している家さんの様子をよく観察し、異状を見つけたら早期に獣医師や家畜保健衛生所に連絡する。
- 飼養場所に野鳥や野生動物が入らないようにする。
- 飼養場所を掃除し、衛生的な環境で飼育する。
- 家さん等に接触する場合には、その前後に十分に手洗いと消毒を行う。

高病原性鳥インフルエンザの主な症状

- ・病原性の強い場合は、無症状で突然死亡することもあります
- ・とさかの出血 ・脚の腫れや出血
- ・顔面の腫れ ・苦しそうな呼吸 等

また、今後の新たな情報については、随時、以下のホームページにより最新情報を確認するようお願いいたします。

- ・農林水産省ホームページ <http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>
- ・環境省ホームページ http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/
- ・神奈川県畜産課ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/div/0510/>

○異状を発見した場合は、すぐに最寄りの家畜保健衛生所へ連絡してください。

神奈川県湘南家畜保健衛生所

電話 0463-58-0152 ファクス 0463-58-5679

管轄区域

平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町